

# 控訴第6、第7準備書面(要旨)

～公安警察による情報収集は正当化されない～

## 第1 一審原告らの権利とその侵害について

本件において、警察は、2つの態様において、すなわち一審原告らに着目して継続的に情報収集してきたことと、本件情報交換の場においてシーテック社から情報収集したことによって、一審原告らの個人情報を収集した。

一審原告らは、個人情報を「第三者にみだりに収集されない自由」を有するところ、警察による情報収集によって、そのような権利が侵害された。そこで、この権利侵害が正当化されるかが本件での問題である。

## 第2 情報収集の目的について

### 1 原判決は情報収集の目的を認定していない

情報収集が正当化されるには、まず、収集の目的が特定されなければならない。しかしながら、原判決は情報収集の目的について、「大垣警察が収集、保有していた情報の内容、情報収集の方法及び時期が明らかではなく、その目的も証拠上認定することができない」としている。情報収集の目的が認定できないものは、目的の正当性を議論するまでもなく、違憲・違法と評価されなければならない。

### 2 目的が正当なものでなければならない

情報収集が正当化されるには、情報収集の目的が正当なものでなければならない。原判決は、大垣警察がシーテック社と情報交換を行った主たる目的は「本件風力発電事業に対する原告らの行動等の情報を収集することにより、原告ら及びぎふコラボが連携して本件風力発電事業に反対する市民運動を行う可能性があるか否かを把握すること」であるとしている。しかしながら、このような目的は情報提供や情報収集の目的とはなりえない。

成田新法事件（最高裁大法廷平成4年7月1日判決）では「現代民主主義社会においては、集会は、国民が様々な意見や情報等に接することにより自己の思想や人格を形成、発展させ、また、相互に意見や情報等を伝達、交流する場として必要であり、さらに、対外的に意見を表明するための有効な手段であるから、憲法21条1項の保障する集会の自由は、民主主義社会における重要な基本的人権の一つとして特に尊重されなければならない」として、集会の自由を憲法上重要な権利と位置付けている。集会は市民運動が行われる場面の一つであり、上記のことは原判決が言及する市民運動にもそのまま当てはまる。

こうした憲法上の権利の正当な行使に当たるような言動を「把握」することを目的として個人の情報を収集するのであれば、それらの言動がもたらす弊害が明らかにされなければならない。そうすると、本件での情報収集の目的は「本件風力発電事業に反対する市民運動を展開する可能性があるか否かを把握すること」一般ではありえない。それは、一定の危険性を備えた、憲法上の権利の正当な行使といえる範囲から著しく超えるような言動の把握でなければならない。

原判決は、「原告らの活動が市民運動に発展した場合、抽象的には公共の安全と秩序の維持を害するような事態に発展する危険性はないとはいえない」というが、一審原告三輪、同松島は風力発電に関する勉強会を開いていただけであり、一審原告近藤、同船田は風力発電事業に関わりを持っていなかったものであり、何らかの具体的な危険や弊害を認定し、情報収集の目的が正当であるとしているわけではない。

本件での情報収集の目的の特定や、そうした目的の正当性に関する原判決の検討は不十分であり、検討を行っているとは評価することはできない。

### 第3 情報収集の必要性について

#### 1 判例、裁判例等について

警察による本件情報収集は、特定の犯罪を予防するために行われたものではな

いことからすると、司法警察活動ではなく、行政警察活動に位置づけられる。そして、本件情報収集は行政警察活動によるものであることからすると、行政調査と評価することができ、行政調査における必要性という議論が参考になる。

行政調査における必要性に関して、参考となる判例、裁判例では、荒川民商事件（最高裁昭和48年7月10日決定）、自衛隊情報保全隊事件（仙台高裁平成28年2月2日判決）、公安テロ情報流出被害国家賠償等請求事件（東京地裁平成26年1月15日判決）、西成地区監視用カメラ撤去等請求事件（大阪地裁平成6年4月27日判決）等がある。

これらの判例、裁判例の傾向として、行政調査における必要性とは抽象的なものでは足りず、具体的・客観的な必要性が認定できることを前提に、情報収集の必要性が認められている。また、これらの具体的・客観的な情報収集の必要性については、行政側において主張・立証がなされるべきものである。

## 2 原判決における問題点

- (1) 具体的・客観的な情報収集の必要性を証拠上認定できないにも関わらず、必要性を肯定していること

原判決は「大垣警察が収集、保有していた情報の内容、情報収集の方法及び時期が証拠上明らかではなく、その必要性の有無及びその程度についても証拠上認定することができない」、「原告らは、過去に公共の安全と秩序の維持を害するような市民運動を行ったことはなく、本件情報交換当時、本件風力発電事業に関し、原告らが公共の安全と秩序の維持を害するような具体的な活動をしていなかったことによれば、本件情報収集等の必要性はそれほど高いものではなかったと認めるのが相当である」としながら、「原告らに関する情報収集等をする必要性があったことは否定できない」と判示している。

しかしながら、原判決の認定した事実には、情報収集の必要性を基礎づける具体的な事情は皆無である。原判決は具体的・客観的な情報収集の必要性が認定できていないにも関わらず、情報収集の必要性を肯定しているといわざるを得ない。

(2) 反対運動と無関係にされた情報収集が適法とされていること

原判決は、「原告らの活動が市民運動に発展した場合、抽象的には公共の安全と秩序の維持を害するような事態に発展する危険性はないとはいえない。」として、情報収集の必要性を肯定している。

しかしながら、警察が、一審原告らが本件風力発電事業に関して市民運動を行うのではないかと把握したのは、2013年7月31日付の新聞報道である。しかしながら、一審原告三輪、同松島が「岐阜県内で活発に自然破壊反対や希少動物保護運動にも参画して」いる等、同日以前の情報であって、第1回情報交換までの間に警察が入手困難な情報までもがシーテック社に提供され、収集の対象となっていたことが分かる。警察は市民運動とは無関係に情報収集を行っていた可能性が極めて高い。また、一審原告近藤、同船田は、そもそも風力発電事業に反対する市民運動には関与していなかった。そうすると、この点についても市民運動とは無関係に情報収集を行ったといえる。

仮に、原判決のように市民運動に発展することを理由に情報収集の必要性が肯定できるとしても、市民運動と無関係に行った情報収集については全て違憲・違法とされるべきである。

#### 第4 まとめ

原判決は、情報収集の目的が特定されておらず、その目的の正当性について厳密な議論もない。情報収集の必要性についても、具体的・客観的な情報収集の必要性が肯定できていないにも関わらず情報収集の必要性を認めている。情報収集を行う相当性についても、プライバシー権という重要な権利の性質を踏まえて十分な検討がなされているといえない。これらの点について、控訴審で十分な検討をした上で判断がなされるべきである。

以上